



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴  
(コード番号 1892 名証第2部)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 郡司哲夫  
(TEL. 052-961-3271)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合(以下「株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

## ②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

## ③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	22, 072, 850 株
株式併合により減少する株式数	19, 865, 565 株
株式併合後の発行済株式総数	2, 207, 285 株

（注）上記「株式併合により減少する株式数」、「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

## ④併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式 1 株あたり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### （3）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### （4）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1, 708 名（100. 0%）	22, 072, 850 株（100. 0%）
10 株未満所有株主	112 名（ 6. 6%）	304 株（ 0. 0%）
10 株以上所有株主	1, 596 名（ 93. 4%）	22, 072, 546 株（100. 0%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 112 名（所有株式数の合計 304 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### （5）併合の効力発生日における発行可能株式総数

6, 224, 400 株（併合前は、62, 244, 000 株）

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

### （6）併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### （1）定款変更の目的

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,224万4千株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>622万4千4百株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>(第6条および第8条の変更に係る効力発生日)</u> <u>附則</u> <u>第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、名古屋証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

(添付書類)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

**Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？**

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

**Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？**

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

**Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？**

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

**Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？**

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	2,000 株	2 個		200 株	2 個	なし
例②	1,892 株	1 個		189 株	1 個	0.2 株
例③	758 株	なし		75 個	なし	0.8 株
例④	6 株	なし		なし	なし	0.6 株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、③、④において発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額及び手続きにつきましては、平成 29 年 11 月下旬頃にご案内をお送りすることを予定しております。
- ・例④に該当する株主様は、株式併合により全ての所有株式が端数株式になり、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？**

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、株主様をご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合の結果、株主様をご所有の株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

**Q 6. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？**

A 6. 今回の併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

**Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？**

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8. スケジュールはどのようになっていますか？**

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会（株式併合決議）

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日

**Q 9. 株主は何か手続きしなければならないのですか？**

A 9. 特段のお手続きの必要はありません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記、株主名簿管理人にお問合せください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上